

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償
に関する条例

平成19年3月30日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、次に掲げる者（以下「議員等」という。）の議員報酬及び費用弁償の額及び支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 議長
- (2) 副議長
- (3) 議員

(議員報酬の額)

第2条 議員等の受ける議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 日額 15,000円
- (2) 副議長 日額 13,000円
- (3) 議員 日額 10,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議員等の勤務日数に応じて支給する。

- 2 議員報酬の支給定日は、毎月末日（その日が広域連合の休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、前日とし、その日がさらに日曜日等に当たるときはその前日）とする。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、勤務の都度支給することができる。

(費用弁償)

第4条 議員等が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 費用弁償の額及び支給方法については、神奈川県後期高齢者医療広域連合の一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月23日から適用する。

附 則（平成21年3月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。